

1. 改正の概要

・相続税・贈与税の国外財産に関する納税義務の範囲が拡大されます。

相続人 受贈者		国内に 居住	国外に居住		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			5年以内に国内に住所あり	左記以外	
国内に居住		国内財産 国外財産	ともに課税		
国外に居住	5年以内に国内に住所あり		ともに課税		
国外に居住		上記以外	国内財産のみに課税		

従来: 国内財産のみに課税
改正案: 国内財産・国外財産ともに課税

国外に居住する日本国籍を有しない者が、日本に居住する者から相続・贈与等により取得した国外財産に対して日本の相続税・贈与税が課されることとなる。

(左図出典:平成24年11月14日付財務省資料)

○平成25年4月1日以後の相続・贈与等から適用される。

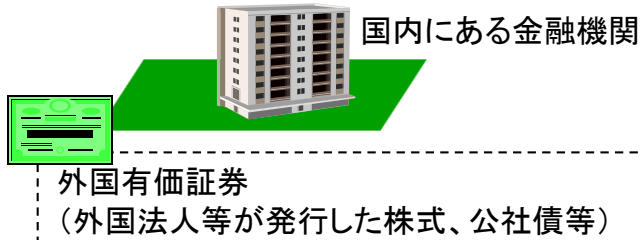
2. 実務上の留意点

- ・海外からの転勤者(Expatriate)が、日本に滞在中に母国の家族へ母国の財産を贈与すると、日本の贈与税が課税されることになる。
- ・国外財産の相続・贈与による財産の移動は、平成25年分確定申告から始まる国外財産調書提出により明らかになる。
- ・国外に居住する者(国籍・海外居住期間を問わず)から、国外に居住する外国籍の者への国外財産の相続・贈与は引き続き日本の相続税・贈与税の対象外となっている。

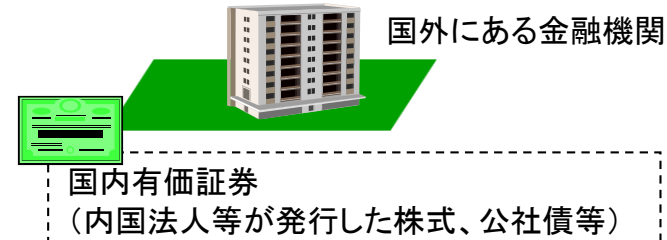
1. 改正の概要

- ・国内にある金融機関の口座で管理されている外国有価証券が、国外財産調書の報告対象から外れます（日本の税務当局の補足が可能のため）。
- ・国外にある金融機関の口座で管理されている国内有価証券が、国外財産調書の報告対象に追加されます（日本の税務当局の補足が困難のため）。

報告対象外になった財産



報告対象になった財産



○平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用する。

2. 実務上の留意点

- ・日本の金融機関で購入しその口座で管理している外国株式・社債も国外財産として報告対象になるかという論点があったが、それらについて報告対象から外れることが明確化された。
- ・本改正は、あくまでも国外財産調書の報告対象に関するものであり、相続税法上の財産の所在の判定方法の変更ではない。したがって、相続税法における株式・社債の財産の所在は、従来どおり、発行法人の本店又は主たる事務所の所在地により判定する。

3. 今後の注目点

- ・外国法人が発行するストックオプションを国内金融機関において管理する場合に、税制改正大綱に記述されている「口座において管理されている」に該当し、報告対象外となるか。